

道央廃棄物処理組合事務局設置条例

(平成26年4月1日条例第5号)

(事務局の設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第158条第1項の規定に基づき、管理者の権限に属する事務を処理させるため、事務局を置く。

(委任)

第2条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。